

山梨県韓国忠清北道青少年交流事業委託業務契約書（案）

山梨県教育委員会（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、山梨県韓国忠清北道青少年交流事業に係る委託業務について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「本業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）山梨県韓国忠清北道青少年交流事業（詳細は別紙「委託業務仕様書」のとおり）
- （2）その他、委託業務を円滑に進めるために必要な業務

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙「委託業務仕様書」により本業務を処理しなければならないものとする。

（契約期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和7年12月5日（金）までとする。

- 2 乙は、契約期間中、甲より求められれば本業務の処理状況について報告するものとする。

（委託料）

第4条 甲は、本業務に対する委託料として、金○, ○○○, ○○○円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税額 金○○○, ○○○円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、委託料の百分の十を納付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、本業務の全部を一括して、又は本業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者に委託し、又は請け負わせることが合理的と認められる業務や軽微な業務について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第8条 乙は、本業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第10条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の本業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第12条 乙は、本業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、本業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、本業務の実施に要した額と契約額とのいずれか低い額を甲が支払うべき額として確定するものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(前金払)

第14条 前条の規定にかかわらず、本業務を行うため甲が必要とあると認めるときは、乙は第4条に規定する委託料の額の2分の1を上限として、最大1回まで前金払を請求できるものとし、甲は乙からの前金払に係る適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(調査等)

第15条 甲は、乙の本業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(延滞違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに本業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(委託業務の変更等)

第17条 甲は、必要があるときは、本業務の内容を変更し、又は本業務の処理を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約期間、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(甲による契約の解除及び違約金)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第22条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第19条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。本業務が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であったものまたは構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約解除による委託料の返納）

第20条 乙は、第18条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、前金払により支払を受けた委託料のうち契約期間の残金の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき金額は日割り計算によるものとする。

2 乙は、当該金額を契約解除の日から25日以内に甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。

3 乙が、その責めに帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

(危険負担)

第 2 1 条 委託期間中に本業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙による契約の解除請求)

第 2 2 条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約解除の効果)

第 2 3 条 甲は、契約期間満了前にこの契約を解除した場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額（「既履行部分委託料」という。）を支払うものとする。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。

(契約の費用)

第 2 4 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 2 5 条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第 2 6 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則（昭和 3 9 年山梨県規則第 1 1 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 7 月〇〇日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県教育委員会教育長 荻野 智夫 ⑥

乙 ⑥